

日曹金属化学㈱でのフロン類破壊業務の再開について

平素は自動車リサイクル法の適正運用に対するご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

当法人がフロン類の引取破壊業務を委託しております、日曹金属化学㈱会津工場(以下「同社」という)については、廃棄物処理法違反により、福島県から、平成19年9月1日から同年11月9日までの70日間の事業停止の行政処分を受けていたところです。

同社に対してフロン類の引取・破壊業務を委託している立場として、平成19年8月24日付け当法人ホームページでお知らせいたしましたとおり、同社の行政処分期間が終了し、適正な事業運営状況が確認できるまで、同社へのフロン類の破壊業務を委託することを停止してまいりました。

その後、同社は福島県による廃棄物処理に関する再発防止策の確認を終え、同年11月10日から事業を再開しており当法人及び自動車製造業者等としても、同社のフロン関連業務の見直し状況の確認を行なってまいりました。そして平成19年12月に事業運営状況、再発防止策実施状況等の最終確認を行なった結果、今後、フロン関連業務が適正に実施されることを確認しましたので、平成20年1月1日から、同社がフロン類回収業者様から引取るフロン類の破壊処理を再開実施することと致しましたので、お知らせいたします。

当法人、自動車製造業者・輸入業者一同は、今後も各業務委託事業者と密に協力し、適法・確実・安全で効率的なフロン類の引取・破壊業務に取り組んで参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

平成19年12月28日

有限責任中間法人 自動車再資源化協力機構

いすゞ自動車㈱

スズキ㈱

ダイハツ工業㈱

トヨタ自動車㈱

日産自動車㈱

日産ディーゼル工業㈱

日野自動車㈱

富士重工業㈱

本田技研工業㈱

マツダ㈱

三菱自動車工業㈱

三菱ふそうトラック・バス㈱

アウディジャパン㈱

クライスラ - 日本㈱

ピ - ・ エ - ・ ジ - ・ インポ - ト㈱

ピ - ・ エム ・ ダブリュ - ㈱

フォ - ド ・ ジャパン ・ リミテッド

フォルクスワ - ゲングル - プジャパン㈱

プジョ - ・ ジャパン㈱

メルセデス ・ ベンツ日本㈱